

神奈川県基地関係県市連絡協議会による 平成 30 年度基地問題に関する要望の実施結果について

県と基地に関係する 9 市（横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で組織している神奈川県基地関係県市連絡協議会（会長：黒岩 祐治）は、平成 29 年 8 月 18 日（金）に、次のとおり要望を行いました。

1 要望先

内閣総理大臣	安倍晋三	環境大臣	中川雅治
財務大臣	麻生太郎	防衛大臣	小野寺五典
総務大臣	野田聖子	防災担当大臣	小此木八郎
外務大臣	河野太郎	原子力規制庁長官	安井正也
厚生労働大臣	加藤勝信	内閣官房副長官補	中島明彦

2 要望内容

平成 30 年度基地問題に関する要望書のとおり

【重点要望項目】

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。(P.3)
- II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。(P.4)
- III 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。(P.8)
- IV 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。(P.10)
- V 住宅防音工事等、騒音対策の充実を図られたい。(P.15)
- VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。(P.16)

3 要請結果

協議会会員が外務省及び防衛省で要望活動を実施（他は郵送等）

外務省（対応者：町田 穂高 日米地位協定室首席事務官（当時））

- 米軍施設・区域の整理・縮小は、地元自治体の声を踏まえて、引き続き米側と必要な協議を行う。
- 空母艦載機の移駐に関する今後の計画等は、判明次第、適切に説明していく。
- 厚木飛行場における騒音問題は、非常に深刻な問題であると認識している。騒音規制措置に関する日米合同委員会合意を遵守すること等により、地元に与える影響が最小限となるよう米側への働きかけを続けていく。
- 恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設については、防衛省と協力して着実に進めていく。また、恒常的な訓練施設ができるまでの間、FCLP を硫黄島で行うことを米側に強く求める。
- 原子力艦船の運用は、安全性に万全を期すよう、引き続き、米側に求めていく。
- 日米地位協定に関して、様々な意見があることは承知している。引き続き、手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を積み上げていく。
- 在日米軍関係者、米軍機等による事件・事故は、本来あってはならないものである。今後も米側に対して、様々な機会を捉えて、安全対策の徹底を求め、事件・事故の再発防止に取り組んでいく。
- 災害時の協力については、今後も必要な調整を行う等の協力をしていく。

防衛省（対応者：熊谷 昌司 地方調整課長（当時））

- 米軍基地の整理・縮小・早期返還については、引き続き努力していく。
- 空母艦載機の移駐が着実に進捗するよう、施設整備に万全を期すとともに、進捗状況は、適宜、説明していく。
- 移駐後の厚木飛行場の運用については、米軍の運用に関する事項であり、把握することは中々困難であるが、平成 27 年度は年間約 180 日、平成 28 年度は年間約 230 日、空母が横須賀海軍施設に寄港し、その間、空母艦載機が厚木飛行場を使用しており、この点に関して言えば、移駐により戦闘機の運用が減少するため、飛行場周辺の騒音状況は相当程度軽減されると考えている。
- 恒常的な着陸訓練施設の確保及び厚木基地の騒音軽減は重要な課題であると認識している。可能な限り早期に恒常的な施設の確保が実現できるよう、検討を行っていく。また、できる限り多くの訓練を硫黄島で実施するよう、引き続き、米側に理解を求めていくとともに、移駐完了までの間、規制措置が遵守され、飛行場周辺への影響が最小限となるよう、米側に申し入れていく。
- 災害時の相互応援については、具体的な要望を聞いたうえで関係省庁と連携しつつ、防衛省としてできる対応について検討していく。
- 地域特別委員会の設置要望については、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを要望されているが、日米地位協定に基づく同委員会が政府間の協議機関であることを踏まえると、地方公共団体が直接参加することは困難である。
また、米軍人等の事件・事故防止対策や環境問題に関する協議に自治体の意見が反映される仕組みの新設の御要望については、伺った話を踏まえ、地位協定を所管している外務省ともよく相談しながら検討していく。
- 平成 27 年に発生した相模総合補給廠における火災は、極めて遺憾であった。周辺住民の方々の安全に最大限配慮する、安全管理を徹底する等を、引き続き米軍に働きかけていく。万が一、事件・事故が発生した場合は、関係自治体に速やかに通報するとともに、米軍に原因究明、再発防止等を申し入れ、情報が得られ次第、関係自治体にその情報を提供し、説明に努めていく。
- 住宅防音工事の 75W（Lden 値 62 デシベル）未満の区域の取扱いは、日本全国の住宅防音工事の進捗状況を踏まえて、検討していく。また、告示後住宅に対する防音工事の要望が大変強いことは認識しており、どのような対応が可能か検討していく。
- 再編交付金終了後の新たな財政的措置や地域振興策新設は、どのような措置が可能か、意見・要望を聞きながら対応していく。また、基地周辺対策の所要予算確保は、最大限努力していく。
- 平成 30 年 5 月に駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限を迎えるため、駐留軍等労働者の離職者対策は、関係省庁と連携を密にして、しかるべく対応をしていく。